

砺波市排水設備指定工事店 指定申請のご案内

砺波市内における排水設備工事は、砺波市下水道条例第7条第1項により「指定」を受けた者でなければ、行ってはなりません。指定を受けるための指定申請（新規・更新）の際には、下記の書類を揃えたうえ申請を行ってください。

【提出書類】

申請書類	個人	法人	備考
排水設備指定工事店指定申請書	○	○	様式第1号

【添付書類】

添付書類	個人	法人	備考
誓約書	○	○	様式第2号
定款又は寄附行為の写し	—	○	定款の末尾に、原本と相違ない旨と日付を記載し、代表者の記名押印をすること。日付は申請日から3か月以内とすること。 財団法人の場合は「寄附行為」の写しを添付すること。
登記事項証明書	—	○	発行日から3か月以内のもの
住民票の写し	○	—	発行日から3か月以内のもの
在留カード又は特別永住者証明書の写し	○	—	外国人の方のみ対象
営業所の「平面図」、「写真」、「付近見取図」	○	○	様式第3号
下水道排水設備工事責任技術者証の写し	○	○	他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況を証する書類も添付すること。
機械器具を有することを証する書類	○	○	様式第4号 所有する数量を精査し、機械器具の写真も添付すること。
既交付済みの指定工事店証	○	○	指定の更新の場合のみ提出

【指定までの流れ】

- ①排水設備指定工事店指定申請書の提出
- ②書類審査（1週間程度）後、指定工事店説明会に参加
（開催日は個別にご案内します。）
- ③説明会参加後、指定手数料納付書（手数料：2万円）を交付
- ④指定手数料の納付確認後、下水道排水設備指定工事店証を交付

【指定を受ける日】

指定手数料の納付が確認できた日

【指定期間】

指定工事店として指定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の9月30日まで（条例第7条第2項により）

【指定の更新について】

指定期間が満了となる年度の7月頃に、個別に更新のご案内を差し上げますので、指定の期日までに更新の申請を行ってください。（更新手数料：1万円）

【その他】

下記に該当する場合は、速やかに届け出を行ってください。

事由	提出書類	備考
届出の内容に変更があった場合	下水道排水設備指定工事店変更届出書兼指定工事店証書換え交付申請書（様式第8号）	指定工事店の名称、所在地、代表者及び役員の氏名、選任する責任技術者の氏名に変更があった場合に提出
廃止・休止・再開した場合	下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書（様式第9号）	
指定工事店証をき損・紛失した場合	下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第7号）	

- ・各申請時に添付が必要な書類については、各様式にて定める内容を確認ください。
- ・定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書及び住民票の写しを添付する場合の発行日等については、指定の新規・更新申請に準じ、規定の期日内のものをご用意ください。

【指定の基準】（条例第9条第1項より）

- (1) 営業所ごとに、責任技術者として登録を受けた者を選任していること。
- (2) 規則で定める機械器具を有していること。

- ・金切り鋸等の管の加工用機械器具
- ・セットハンマー等の管の布設用機械器具
- ・レベル等の測量用機械器具
- ・バリケード等の保安用機械器具
- ・掘削用機械器具
- ・土砂運搬用車両

- (3) 富山県内に営業所があること。

- (4) 次のいずれの者にも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 第14条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの